

鶴岡市障害福祉計画（案）への主なご意見とそれに対する市の考え方

No	意見概要	意見に対する市の考え方
1	<p>12月定例会の一般質問で、高次脳機能傷害に関する質問をした議員への答弁で、健康福祉部長が、障害福祉計画の中に盛り込みたいと言っていました。この計画案の中に盛り込まれているのでしょうか？</p> <p>「高次脳機能障害」という言葉が出て来なかったようでした。</p>	<p>高次脳機能障害は、主に脳の損傷によって起こされる様々な神経心理学的障害とされており、例えば、記憶障害、認知機能等の精神症状の場合は、精神障害者として、また、脳血管疾患等によって例えば、下肢等に麻痺がある等の、身体的な機能に障害がある場合は、身体障害者として分類され、各サービスの見込み量と各サービスの確保のための方策に反映されているものです。</p> <p>したがって、計画の中では、高次脳機能障害の名称は出てきませんが、高次脳機能障害も含まれているものです。</p> <p>また、12月定例会の議会答弁でお答えした内容は、平成30年度に策定が予定されている障害者基本法に基づく「障害者計画」に盛り込みたいと答弁したものですので、申し添えます。</p>
2	<p>介護給付費の推移</p> <p>65歳以上（特定疾病40歳以上）の障害者の介護保険対応は、以前は自立支援給付だった方が年齢により介護保険に切り替わる介護保険優先原則による方も相当数含まれているのか確認したい。また、自立支援給付と違い、介護保険適用の場合、自己負担の増、サービスの質の低下を招いていないのか。</p>	<p>障害者総合支援法に基づく自立支援給付費には、介護給付費と訓練等給付費があります。介護給付費は障害福祉サービスのみの費用であり、介護保険の介護給付は含まれておりません。</p> <p>介護保険への移行については、計画相談と介護保険のケアプランによって連携し、移行については、事前に当事者へ丁寧な説明を行うなどの対応を行っており、サービスの低下はないものと考えております。また、自己負担の軽減については、平成30年度の法改正によって支援が行われる予定となっております。</p>
3	<p>障害者の地域生活支援</p> <p>基幹相談支援センターである障害者相談支援センターのほかに、8事業所が相談支援事業を行っている。アウトリーチをはじめ障害者のニーズに応じていくためには、この事業所の役割は大きい。しかし、経営上、採算が見込めず人件費等において赤字の実態にある。地域生活支援をより高めていくた</p>	<p>相談支援は、障害者総合支援法の根幹をなす大変重要な事業であると捉えています。障害者地域自立支援協議会においても、相談支援部会を毎月開催するなど、様々な協議を進めており、その中で、基幹相談支援センターの役割と機能を明確にするため、各相談支援事業所の採算ベースに合わせて、ケース移管も含めて機能分担を進めているところでありますが、ケースを受け入れる事業所が少ないのが現状です。</p> <p>また、国では、相談支援の重要性から平成30年</p>

No	意見概要	意見に対する市の考え方
	<p>めにも、こうした事業所に対して、鶴岡市としての何らかの支援が必要なのではないか。</p>	<p>度の報酬改定とともに、制度設計についても検討していることから、市としてはこの報酬と制度改正を注視していくものです。</p>
4	<p>福祉施設の入所者の地域生活への移行 障害者の住まいの場の確保は、新市長の公約にもあり鶴岡市の重点課題と考える。しかし、グループホームの新規開設等については、事業者任せでは中々進まないと思われる。なぜなら、グループホームの運営は採算ベースにのせることが難しい事業である。鶴岡市としての何らかの支援の方向性を示さないと進まないのではないか。</p>	<p>住まいの場については、多様なニーズがあることから、グループホームの確保のみならず、多様な住まいの場を考えていく必要があると考えています。計画の中では、グループホームの新設等のほかに、公営住宅の利用促進や、公営住宅のグループホーム化について検討を進めていくこととしております。</p> <p>また、アンケート調査によれば、例えば、「家族的でアットホームな魅力ある住まいがあればいい」、といった声があることから、多様なニーズに応じた魅力あるグループホームの経営や、サテライト型といった、新たなサービスの形態の取り組み等、これまでのグループホームの枠にとらわれない事業展開が求められていると思います。</p>
5	<p>精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 厚生労働省は、精神科入院患者を平成32年度末まで、全国で最大3万9千人（～2万8千人）減らすとの方針を示している。これは、全国の入院患者28万9千人のうち、64%を占める長期入院患者から地域移行を進めるというものである。厚生労働省では、各自治体が定める「障害福祉計画」（平成30～32年度）に反映させるとしているが、鶴岡市ではどのように捉えているのか、また、この障害福祉計画にこのことが反映されているのか。</p>	<p>計画（案）の41ページに示したとおり、国の基本指針に基づき、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けての協議の場を設置し、進めていく所存です。</p>
6	<p>精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 現在、高齢者福祉で進められている地域包括ケアシステムを、今後、高齢者・障害者・子ども向けの福祉サービスを一体的に事業化する方向性として見て取れる。こうした中</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございます。</p>

No	意見概要	意見に対する市の考え方
	<p>で、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムとして、地域生活支援拠点の整備を各自治体が平成32年度末までに整備するとしている。障害者の重度化、高齢化、「親亡き後」を見据え、相談、体験の機会、緊急時の対応ができる拠点を整備するとあるが、ともすると、基幹相談支援センターに併設する程度のものになりかねない。是非、全国にも誇れるような拠点整備に向けて検討をお願いしたい。</p>	
7	<p>権利擁護の推進 平成28年4月の障害者差別解消法施行以前から、全国各地の地方自治体が障害者差別禁止の条例を制定し取り組みを始めている。条例制定は新市長の公約にもあり、鶴岡市の重点課題と考える。障害福祉計画（3年計画）の早期の段階で制定すべきである。</p>	<p>障害者差別解消条例の制定については、市の重点課題として捉えております。</p> <p>市では、理念条例にならないよう、他の自治体の取り組みを勘案しながら、鶴岡市独自の条例を検討する必要があると考えています。</p> <p>また、市民との「対話と協働」でこの条例を検討することで、市民の障害に対する理解や、障害施策に対し見識が深まり、こころのバリアフリーを推進し、様々な場面で関係機関や関係者、市民の間で活発に議論されるよう、条例の制定過程を大切にしたいと考えています。</p>
8	<p>今回のアンケートについて、その特徴点を障害福祉計画に開示してください。</p>	<p>今回のアンケート調査は、平成30年度策定予定の障害者基本法に基づく障害者計画にも反映することから、別冊にし、すでに、調査結果を障害者施策推進協議会の資料の中で公表しています。</p> <p>今後、わかりやすく、ホームページ上で障害福祉計画のコンテンツからも見ることが出来るようリンクをはる等対応していきたいと存じます。</p>
9	<p>山形サポートファイルの使用にあたっては、家族や当事者がその内容の理解と自己理解が必要なため、相談機関や支援団体等の支援なしには作成が難しい内容です。相談機関や支援団体がサポートファイルの活用の手引きづくりや研修が必要です。</p>	<p>山形サポートファイルについては、県のホームページ上で記載マニュアルが作成されていますので、ご利用いただければ幸いに存じます。</p> <p>また、県発達障害者支援センターにおいて、サポートファイルの活用を推進するための研修会等を開催しており、本市においても県の事業を活用しながら推進していく所存です。</p>

No	意見概要	意見に対する市の考え方
10	<p>発達障害者やその家族のニーズの高いものとして「相談窓口や情報提供の充実」があげられます。</p> <p>18歳までは「子ども総合相談窓口」（仮称）が開設されることが計画化されましたが、18歳以上の成人期については、可視化されていません。</p> <p>鶴岡市には発達障害支援室や発達障害支援センターがありませんので、基幹相談支援センターがその役割を担ってほしいものです。</p>	<p>市では、障害者地域自立支援協議会の発達支援部会において、相談窓口の可視化を進めています。また、発達障害に関する専門的な機関ではありませんが、発達障害者やその家族からの相談及び助言等から社会資源の情報提供等、現在でも鶴岡市障害者相談支援センター（基幹相談支援センター）や相談支援事業所において実施しているところです。</p> <p>発達障害者支援センター等は、県知事の指定によるものであり、その業務は、早期に発達支援等に資するため、専門的に相談助言を行い、専門的な発達支援及び就労の支援の実施、その他障害福祉サービス事業所等の医療等の業務を行う団体への情報提供、研修、連絡調整があります。</p> <p>引き続き、県に対し発達障害者支援センターの機能を庄内にも設置していただけるよう要望していくとともに、関係機関との連携、ネットワークの構築に努めて行きたいと思えます。</p>
11	<p>○ 自立支援協議会の・・・</p> <p>・この項目の支援内容がよく分かりません</p> <p>整理をしてください。</p> <p>①一貫した療育体制</p> <p>二項目 幼児期の早い時期から・・・の内容と重なります。</p>	<p>以下の通り整理します。</p> <p>○ 自立支援協議会の「発達障害部会」で実施している「相談窓口の可視化」、「理解のための普及啓発活動」等、部会の事業を継続、推進していきます。</p> <p>○ 自立支援協議会の「発達障害部会」において、幼児期から学童期、成年期のそれぞれのライフステージに関わる関係機関（保健、医療、福祉、教育、雇用等）の縦横ネットワークを構築するため協議を進めていきます。</p>
12	<p>発達障害者の場合、その特性から、福祉サービスを利用できないケースが多い。個々のケースについての協議だけでなく、この地域での支援の体制や社会資源について何が必要なのか検討する場を設置して欲しい。例えば「鶴岡市ひきこもり支援連絡会」の中で議題にして協議するとか・・・この事案に対応する 鶴岡市の担当部署はどこになるのでしょうか。</p>	<p>本来、障害福祉サービスでは対応できない方の社会参加への支援については、この計画の対象外の内容ですが、グレーゾーンも含めて今後検討する必要があることから記載したものです。</p> <p>また、計画案に記載のとおり、個々のケースの協議を示しているものではなく、支援や社会資源等について何が必要なのか協議検討していくものとしています。</p> <p>協議の場、担当部署については、今後の協議の実施の中で議論を重ねて進めていきたいと存じます。</p>